

日本大学・知的財産史

小川 宗一^(*)

明治 22 年に日本大学の前身である日本法律学校が創立され、平成 21 年に日本大学は創立 120 周年(すなわち、法学部の創設 120 周年でもある)を迎えた。この記念すべき年に、日本大学に、法学部を基盤とする知的財産専門職大学院の設置が認可され、翌平成 22 年(この年は奇しくも、我が国で近代的特許制度が始まって 125 年目という節目の年である。)に開設の運びとなった。

日本大学は、全国の大学における知的財産教育の先駆けとなっていること、多くの知的財産人材(弁理士等)を輩出してきたこと、さらには、日本大学から知的財産法領域で法学博士の学位を取得された先達が多数出ていること等、他大学に勝るとも劣らない知的財産の歴史がある。

本稿は、昔から知財研究のメッカと称されている日本大学(法学部を中心とする)の知的財産史の一端を紹介するものである。

目次

- I. はじめに
- II. 全国の大学に先がけて、知的財産法の講座開設
 - 1. 昭和 15 年に「工業所有権法」
 - 2. 昭和 22 年に「著作権法」関連
- III. 弁理士試験合格者、全国一も度々
 - 1. 弁理士になるなら日大へ(昭和 30 年代後半以降の昭和時代)
 - 2. この時期の先達
- IV. 日大知財のこれから
 - 1. 平成 22 年に知的財産専門職大学院開設
 - 2. 知的財産専門職大学院開設の周辺
 - (1) 法学部の知的財産教育の充実化
 - (2) 国際知的財産研究所の設立
 - (3) 産官学連携知財センターによる産官学連携強化
- V. おわりに

I. はじめに

明治 22(1889)年 10 月 4 日に、学祖山田顕義先生主導の下で日本大学の前身である日本法律学校が創立され、幾星霜を経て昨年(平成 21 年)、日本大学は創立 120 周年(すなわち、法学部の創設 120 周年でもある)を迎えた。

この記念すべき年の 10 月 1 日に、文部科学大臣よ

り日本大学に大学院知的財産研究科(専門職)、いわゆる知的財産専門職大学院の設置が認可され、本年(平成 22 年) 4 月 1 日に開設の運びとなった。

知的財産専門職大学院開設は、約 40 年前に本学法学部で恩師杉林信義先生の師事を仰ぎ知的財産法の手解きを受け、その後も特許庁で知的財産行政に身を置きつつ日本大学の知財教育等にも直接・間接に関与させていただいてきた私にとって、まさに、「知財日大・復活へ」の思いを強くするものである。

振り返れば、日本大学には、他大学に勝るとも劣らない知的財産の歴史(教育の実績、知的財産法研究の多くの先達等)がある。

本稿は、私が知り得ている日本大学(法学部を中心とする)の知的財産史の一端を御紹介するものである。

II. 全国の大学に先がけて、知的財産法の講座開設

1. 昭和 15 年に「工業所有権法」

我が国の大学で、初めて知的財産法の講座を導入したのは、日本大学法学部(当時は法文学部)であり、今から 70 年前の昭和 15 年 4 月のことである⁽¹⁾。この年は、我が国における近代的特許制度のさきがけといふべき専売特許条例が明治 18 年に施行されてから 55 年目に当たる。当時の講座名は「工業所有権法」である。ちなみに、この「工業所有権法」の用語は、現在では

(*) 日本大学法学部、大学院知的財産研究科(専門職) 教授、日本大学法学部国際知的財産研究所 所長

(1) 日本大学法学研究所「日本大学法学部史稿」(日本大学法学会 1959 年)205 頁には、その目的について、「新時代に即応した科目を加えた」と記述されている。

「産業財産(権)法」と称することとされており⁽²⁾、時代の流れを感じさせるものがある。

この講座の導入に心血を注がれたのは、民法学の泰斗であり工業所有権法学の権威として学界に貢献され、学究として偉大な業績を残された永田菊四郎先生〔(1895～1969)日本大学教授、法文学部長、理事、学長を経て、第五代総長、名誉総長。弁護士。日本学術会議会員。〕であり、みずから直接に講義を担当された。一部(昼)・二部(夜)隔年開講という形でスタートしたようである⁽³⁾。また、この講義の他に、昭和22年からは法文学部にゼミナール制度が実施されることになったことに伴い、「工業所有権法」のゼミナールについても永田先生が担当された⁽⁴⁾。この当時は、工業所有権法は旧法である大正10年法施行時(現行法は昭和34年法)である。

今や知的財産は時代の寵児であり、法学系・理工系を問わず、「知的財産法」の講座を設ける大学は当たり前ようになってきているが⁽⁵⁾、この時代に、すでに知的財産法の重要性を見抜いていたのであるから、まさに慧眼と言う他ない。

この慧眼ぶりは、他大学と比較してみるとよくわかる。中央大学法学部で、工業所有権法の講座〔担当講師：瀧野文三(1901～1979)法学博士・弁理士会会長・駒澤大学法学部長〕が開講されたのは昭和25年4月のようである⁽⁶⁾。また、東京大学法学部における知的財産法の講座は、現行法施行後の昭和41年に「無体財産権法」という名で設けられたものの、講座の専任者不在であったため講義は行われず、非常勤講師〔豊崎光衛(1908～1980)法学博士・学習院大学法学部長/名誉教授もその一人で、昭和43年度に担当。当時は学習院大学法学部教授。⁽⁷⁾〕によるゼミナールだけが行われたという。東京大学で、無体財産法の講義が開始されたのは、昭和49年のことである(担当：中

山信弘東京大学名誉教授、当時は助教授)。昭和40年代に、このような知的財産法の講座を持っていた国立大学は他には存在しなかったようである⁽⁸⁾。また、学習院大学の名前が出たので、併せて紹介すると、同大学法学部で「無体財産法」の講座(担当：前出の豊崎光衛教授)が新設されたのは、昭和39年のことである⁽⁹⁾。

日本大学法学部に知的財産法の講座が設けられたのは、なんとこれらの大学の一昔も二昔も前のことなのである。

なお、永田菊四郎先生は、ドイツ留学(大正12年～昭和5年)で民法と共に工業所有権法を専攻し、昭和4(1929)年にハンブルグ大学よりドクトル・ユリス(法学博士)の学位を受けている。その論文は、“Das Grundbuch und die Rollen des gewerblichen Rechtsschutzes im deutschen und Japanischen Recht”〔ドイツおよび日本法における無体財産権の保護に関する登記および登録制度の研究〕と題するものである⁽¹⁰⁾。また、昭和19年には、日本大学より法学博士の学位を受けている。この学位論文をまとめた著書「工業所有権論」(富山房、昭和25年)⁽¹¹⁾は、名著の誉れが高いものである。この本は、私の研究室の書棚にもある。学生時代に神田の古書店で購入したものであるが、これを繙く度に、古い歴史の香りと先人の熱い思いが伝わってくる。

2. 昭和22年に「著作権法」関連

「工業所有権法」の他に、知的財産法の一つである「著作権法」関連の授業科目が、日本大学に設置されたのは昭和22年に法学部(当時は法文学部)に新聞学科が増設された際のものである。同年に同学科の授業科目として「出版法規」(著作権法は、出版者の営業保護に出発したものである)が置かれている⁽¹²⁾。この授業科目名が「著作権法」に変わったのはいつからか、他の

(2) 物を対象とした所有権法とは異なり、情報を対象とした独自の法体系であることが認識されるよう、「知的所有権」という用語を「知的財産(権)」に統一することとし、また、明治以来使用されている「工業所有権」という用語も、主として特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を指すものとして用いられているが、これらの中には、農業・鉱業・商業等の工業以外の産業に関する知的財産も含まれているので、「工業所有権」に替えて「産業財産(権)」という用語を使用することとされている。(『知的財産戦略大綱』(2002.7.3 知的財産戦略会議)第3章4.(2)①)

(3) 杉林信義「師を乗り越えて独創の論文を」『永田菊四郎先生思い出の記』(テイハン1981年)213頁

(4) 前掲『日本大学法学部史稿』359～366頁

(5) 現在、日本大学でも、法学部以外に、理工学部、生産工学部、工学部等の理系学部にも知的財産法の講座が設置されている。

(6) 『国際工業所有権法研究—瀧野文三博士喜寿記念論文集—』(中央大学出版部1978年)序言、555頁

(7) 「豊崎光衛先生略歴」『豊崎先生を偲んで』(追悼論文集刊行発起人1992年)131頁

(8) 中山信弘「知的財産法研究の回顧と将来への課題」『東京大学ビジネスローセンター公開講座』(商事法務2009年)360頁、中山信弘「豊崎先生との邂逅」前掲『豊崎先生を偲んで』52頁～。

(9) 豊崎光衛「私の略歴」前掲『豊崎先生を偲んで』3頁。

(10) 「永田菊四郎先生略歴」前掲『永田菊四郎先生思い出の記』505～506頁

(11) 前掲『日本大学法学部史稿』290頁

(12) 同376頁

学科でも授業科目とされたのはいつからかについては定かではない⁽¹³⁾。また、当初の担当教員が誰だったのかについても明らかではないが、少なくとも昭和20年代後半から昭和33年までは、城戸芳彦先生〔(1900-1973)日本大学商科出身者。東京弁護士会所属弁護士，最高裁判事(1963-1970)。昭26(1951)年に日本大学より「音楽著作権の研究」によって法学博士の学位を受けている⁽¹⁴⁾。〕が著作権法の講座を担当されていたようである⁽¹⁵⁾。

なお、昭和34年以降は、伊藤信男先生〔(1911-1990)弁護士，著作権法学会顧問。「綜合近代著作権文化史年表」(日本著作権協会1960年)、「著作権事件100話-側面より見た著作権発達史-」(著作権資料協会1976年)等の著作がある。〕がしばらくの間、講師として著作権法の講座を担当されている⁽¹⁶⁾。

このように、日本大学では、著作権法の講座も、早い時期に導入されている。この当時は、著作権法は旧法である明治32年法施行時(現行法は昭和45年法)である。これは、日大知財の先駆けというべき時期に、著作権法で名を馳せた次のような先達がいたことが、直接・間接に影響をしている。水野鍊太郎先生であり、東季彦先生である。

水野鍊太郎先生(1868-1949)は、大正3年-昭和8年まで20年の長きに亘って日本大学理事を務められており⁽¹⁷⁾、この間において、貴族院議員、内務大臣、文部大臣を歴任している。知的財産法との関わりも深く、若き内務官僚時代に欧州各国の著作権制度を調査し(明治30年)、日本最初の著作権法(明治32年(1899)の旧著作権法)を起草するなど、我が国著作権法の生みの親と称されている。氏の「著作権法要義全」(明法堂・有斐閣書房明治32年)は、我が国著作権制度の立案者による最初でかつ唯一の書籍として、その意義は高く評価されている。在官中の明治36年に「著作権の基礎及性質」「著作権保護に関する模範的法案と日本」の二論文により、東京帝国大学から法学博士の学位を受けている⁽¹⁸⁾。なお、理事を務められ

る前の明治32年-36年には、日本大学の前身である日本法律学校を含めた数校で、破産法や著作権法等の講師もされていたとされている⁽¹⁹⁾。

東季彦先生(1886-1979)は、日本大学法文学部教授、法文学部長・法学部長、理事、学長等を務めている。商法の権威であったが、大学では、民法、著作権法等の講義も担当された。昭和14年、日本大学より「出版契約論」によって法学博士の学位を授与された⁽²⁰⁾。

東先生は、欧米諸国に後れをとっていた我が国著作権法にも格別の関心と情熱を傾けられ、後に、著作権法学会の創設・推進をはじめ、学会活動を通じて旧著作権法改正にも大きな役割を果たした⁽²¹⁾。この著作権法学会は昭和37年(1962)に設立されたのであるが、東先生が初代会長(1962-1970)を務められ、事務局は日本大学法学部に置かれたのである。

私の学生時代に法学部で、東先生が著作権法の講座を担当されていた記憶がある(当時、80代半ばのご高齢であったはずなのであるが、東先生は90歳を過ぎても矍鑠として法学部の教壇に立たれていたということなので⁽²²⁾、この記憶には間違いのないと思われる)。しかしながら、現在と違って当時の弁理士試験の試験科目には著作権法が入っていなかったという理由で受講しなかったことが、今になって何とも口惜しく思われてならない。

私事はともかく、以上のように、日本大学には、著作権法の研究・教育にかくも深いかわりを持った先達がおられたのである。

Ⅲ. 弁理士試験合格者、全国一も度々

1. 弁理士になるなら日大へ(昭和30年代後半以降の昭和時代)

永田菊四郎先生が開設した「工業所有権法」の講座を受け継いだのが、永田門下の杉林信義先生〔(1915-2003)特許庁審査官・審判官・抗告審判官。日本大学法学部・大学院教授。秋田経済法科大学副学長・法

(13) 昭和32年度の「法律学科」の授業科目には「著作権法」が置かれている(前掲『日本大学法学部史稿』446-447頁)。

(14) 前掲『日本大学法学部史稿』419頁、野村二郎「最高裁全裁判官一人と判決-」(三省堂1986年)112-114頁

(15) 城戸芳彦「著作権法と著作権条約」(全音楽譜出版社 昭和29年)の序に「日本大学法学部新聞学科で講義したその講義案をまとめたものである」との記述があり、城戸先生が昭和33年に著作権法の論文(日本大学法学会刊の沼義雄教授古希祝賀論文集「私法学の諸問題」)及び東季彦博士古稀記念論文「民事法学の諸問題(二)」に掲載)を発表した際の肩書が「日本大学講師」となっている。

(16) 前掲『日本大学法学部史稿』491頁

(17) 同159頁

(18) 大家重夫「著作権を確立した人々(第二版)」(成文堂平成17年)116頁

(19) 「水野鍊太郎先生御年譜」『水野鍊太郎資料館』
(<http://book.geocities.jp/keiun22/index.html>)

(20) 前掲『日本大学法学部史稿』201頁

(21) 東季彦「創刊の辞」『著作権研究1』(著作権法学会1967年)

(22) 『日本法学(東季彦博士追悼号)』46巻2号(日本大学法学会1981年)2, 4頁

学部長。弁理士，弁護士。弁理士会副会長。]である。昭和26年から，特許庁で現行の昭和34年工業所有権法の制定作業に従事(当時，工業所有権制度改正審議室員)されながら非常勤講師として永田先生に代わって講座を担当され，昭和27年からは専任講師として母校・日本大学法学部に移られた⁽²³⁾。隔年おきであった講座もほどなくして毎年開講となった⁽²⁴⁾。杉林先生は日本大学では，主として工業所有権法及び国際私法の講義・ゼミナールを担当された。工業所有権法ゼミナールを開設されたのは助教就任の昭和37年であり，私は，このゼミナールの9期生である。

杉林先生は，実務によって鍛え上げられた比較法的研究手法，そこから生ずる批判的洞察に立脚する数多くの優れた研究業績を残されており，昭和52年に日本大学から法学博士の学位を授与された⁽²⁵⁾。その際の論文は，「特許の起源とその発達過程における特許行政の史的研究」と題するものである。平成15年に御逝去され，その翌年にご遺族が杉林先生の生前のご意思に基づき，同論文を論文名を題号とする書籍として出版された。この本も，私の研究室の書棚にあり，目に触れる度に深く厚かった師恩を思い出すとともに，身の引き締まる思いがしている。

さらに，この時期の特筆すべきは，杉林先生が，その情熱の一半を割いて，弁理士試験の指導にも熱心に当たられたことである。私自身，その熱血指導を受けた一人であり，現在，日本弁理士会で指導的立場におられる日本大学出身者の多くは杉林先生の指導を受けて今日あるものである。

昭和34年(1958)4月に，日本大学法学研究所に，特別研究室司法科及び行政科に並んで，特別研究室弁理士科(現在の「弁理士科研究室」)が発足(日大法学部出身の特許事務所を開所する弁理士諸兄の発議等に基づき，昭和33年2月に弁理士科設置要望書が法学部長に提出され，併せて図書購入費が寄付されたことを契機とする)し⁽²⁶⁾，弁理士試験受験者のための本格的な受験指導が杉林先生を中心として開始された。以来，杉林先生及び弁理士科出身の先輩弁理士の熱心な指導

により，毎年のように多数の合格者を輩出したのである。

出身校別弁理士試験合格者数は，公表されているもので私が確認できたのは，残念ながら昭和44年度以降である⁽²⁷⁾。これによると，昭和44年度以降だけでも，日本大学は，昭和45年度，昭和47年度，昭和53年度の3回，全国一位になっている。ベスト10入りは，昭和44年～平成元年，平成3年～6年，9年，11年，20年，22年の29回を数えており，これらだけでも，かつては，日本大学は，法学部弁理士科研究室出身者を中心として弁理士試験合格者上位校の常連であったことが伺えるのであるが，実は，先に「残念ながら」としたのは，公刊の資料だけでは出身校別合格者数が確認できなかった昭和43年度以前において，とりわけ昭和34年度に弁理士科研究室での指導開始以降，数多く全国一位の座を占めたであろうことを容易に推認させるほどの合格者を輩出していた時代があるのである。

前出の「法学紀要」には，昭和30年度以降の日本大学の合格者が報告されているところ，それによると，昭和30年度1名，31年度1名，32年度3名，33年度1名の合格者を出しているが，昭和34年度に弁理士科研究室が始動してからは，飛躍的に多くの合格者を輩出するという業績を残している。すなわち，昭和34年度6名，昭和35年度9名，昭和36年度3名，昭和37年度12名(3名)，38年度13名(6名)，39年度13名(7名)，40年度10名(7名)，41年度5名(1名)，42年度5名(3名)，43年度6名(1名)という合格者を出しているのである〔()は内数で在学学生。昭和34～36年度も在学学生合格者が存するも，その正確な数は不明〕。全国の合格者の総数が，昨今とは違ってわずか50名余程度の時代のことであり，全合格者数に対する割合からみて⁽²⁸⁾，日本大学が群を抜いていたことは容易に想到できよう。

日本大学が弁理士試験合格者を毎年多数輩出するという実績の下で，杉林先生執筆の弁理士試験受験対策用の解説書が好評を博していたこともあって，「弁理

(23) 前掲杉林信義「永田菊四郎先生思い出の記」213～214頁

(24) 杉林信義「永田町の交響楽」『杉山逸男先生の思い出』(杉山逸男先生追悼文集刊行委員会昭和62年)116～117頁

(25) 高梨公之「古稀致事せず」『法学博士杉林信義先生古稀記念論文集 知的所有権論攷』(富山房昭60)4～5頁

(26) 『法学紀要』第17巻(日本大学法学研究所昭和50年)544頁

(27) 出身校別弁理士試験合格者数については，昭和44年度分は吉村公一「昭和44年度弁理士試験に対する所感」(『パテント』1969.12 29頁)に，昭和45年度分は杉林信義「弁理士への道」(富山房，昭46，62頁)に，昭和47年度分は『同書(改訂版)』(昭48，62頁)に，昭和49年度分は『同書(改訂版)』(昭50，62頁)に，昭和50～平成元年度分は『同書(第3版)』(平2，678～683頁)に，昭和46，47，49～平成20年度分は「特許ニュース」(通商産業調査会，現在は経済産業調査会)に，平成13～22年度分は特許庁ホームページ(http://www.jpo.go.jp/index/benrishi_shiken.html)にそれぞれ掲載されている。

(28) 昭和44年以降に日本大学が全国一位になった際の「日本大学合格者数/全国の合格者総数」は，昭和45年度は11名/49名，昭和47年度8名/84名，昭和53年度は8名/87名であった。

士になりたいなら杉林先生のいる日本大学法学部へ」とも言われた時代である。事実、杉林ゼミナール同期の私の友人には、弁理士になりたいという理由で日本大学法学部、そして杉林ゼミナールに入り、その目的を果たした者がいる。

日本大学法学部法学研究所「法学紀要」(第1巻・昭和34年～第50巻・平成21年)によれば、昭和30年以降、法学部出身者の弁理士試験合格者は大学側で把握し得た者だけで200名を超えており、このほとんどが弁理士科研究室の出身者である。(近年は、「行政機関の保有する個人情報に関する法律」により、合格者情報が制限されているため、とりわけ卒業生の場合、本人から大学側への連絡がないと合格者が把握できなくなっている。特許庁からは大学別合格者数だけは発表されるものの、法文系・理工系の出身別等も不明である。)

日本大学出身の弁理士は、日本弁理士会においても、多方面で活躍中である。日本弁理士会には、現在、会派(日本弁理士会への役員・委員の送付、会員相互の研鑽・親睦等を目的とする)が8つあるが、日本大学出身の弁理士の多くは、その一つである「弁理士同友会」に所属している。この弁理士同友会は、昭和39年4月に日本大学出身弁理士で創設された「桜門弁理士クラブ」がその前身であり、平成6年に日本大学出身者以外の弁理士にも門戸を開放し組織の拡大・活性化を図るために改称したものである⁽²⁹⁾。

かつては、日本大学出身者だけで一大勢力を有していたということである。桜門弁理士クラブの創設以後だけでも、日本弁理士会の副会長の一人には毎年のように会員が選出されており、また、同会長にはこれまで2人が選出された実績(平成元年度：田中武文先生、平成13年度：小池晃先生)を有している。

2. この時期の先達

知的財産法においても権威と称される先生方が、この時期において、日本大学法学部において、知的財産法ではないが、講座を担当されている。蓼優美先生、三宅正雄先生、染野義信先生である。いずれの先生方も、知的財産法関係の著書・論文を数多く残されていることもあり、知的財産法を学ぶ者にとって知らない

者はいないといってよく、直接・間接に日大知財を支えていただいた方々である。

蓼優美先生(1900～1991)は、日本大学法文学部出身者であり、特許局審判長・出願課長等を歴任し、その後弁理士業務に従事された。特許庁在職中の昭和4～7年には日本大学法学部で非常勤講師として英法及び商法の講座を担当されている⁽³⁰⁾。私達が学生時代に、先生が主宰する蓼工業所有権研究所・特許管理アカデミーの弁理士試験答案練習会に参加をし、先生から講評とともに、熱い激励をいただいた思い出がある。

三宅正雄先生(1909～1999)は、東京地方裁判所・東京高等裁判所総括判事(工業所有権部)等を歴任した後、大東文化大学大学院法学研究科教授、弁護士業務に従事された。稀代の名裁判官であり、随筆家でもあり、達意の名文家であった。裁判官任官中の昭和33年より約20数年間、日本大学法学部で非常勤講師として民事訴訟法等の講座を担当された⁽³¹⁾。

なお、日本大学で講師をされていた間において、前出の弁理士科研究室で約10年間、多くの学生が「考える特許法」⁽³²⁾の指導を受けた。私もその一人であるが、個人的には、大学卒業後も長きに亘って、多大なご指導を賜った。とりわけ、私が特許庁審判官になった際には、審判官の心得を教えていただき、さらには、審決取消訴訟への対応のために先生の法律事務所定期的に民事訴訟法のゼミナールまで開催していただいた。畏敬の師のお一人である。

染野義信先生(1918～2007)は、日本大学法文学部出身者であり、当初は特許庁に任官し現行の昭和34年工業所有権法制定の準備にも関与されている。昭和30年からは専任講師として母校・日本大学法学部に移られ、その後、日本大学法学部・大学院教授、法学部長、理事等を務められた。昭和37年に東京大学より論文「裁判制度の研究—近代国家におけるその成立過程について—」について法学博士の学位を授与されている⁽³³⁾。

民事訴訟法の大家であり、日本大学では専ら民事訴訟法の講義・ゼミナールを担当されたが、工業所有権法学界の重鎮でもあった。日本工業所有権法学会(昭和49(1974)年設立、前出の豊崎光衛学習院大学教授が初代理事長)の第2代理事長(1980～1986)も務めら

(29) 弁理士同友会ホームページ(<http://www.douyukai.com/category/1316816.html>)

(30) 前掲『日本大学法学部史稿』134, 141, 145頁

(31) 「三宅正雄先生略歴」『特許争訟の諸問題—三宅正雄先生喜寿記念』(発明協会昭和61年)791頁

(32) 「覚える特許法から考える特許法へ」という三宅先生の寸言の一つ、三宅正雄『特許法講義』(大学書房昭和51年)1頁

(33) 「染野義信博士年譜・著作一覧」『染野義信博士古稀記念論文集—法と現代司法』(勁草書房1989年)391頁～

れており、その間は、同学会事務局は日本大学法学部に置かれていた⁽³⁴⁾。染野先生は、多くの大学で工業所有権法の講師をされており⁽³⁵⁾、私は学生時代に、日本大学の近隣にある専修大学で、何度か先生の工業所有権法の講義を聴講させていただいたことがある。

なお、平成20年に、ご遺族から、日本大学法学部に先生の蔵書寄贈の申し出があり、貴重なものの多くは、法学部図書館に寄贈され、残余は教員・教え子達に形見分けとなり、私も数冊お分けいただく幸運を得た。

IV. 日大知財のこれから

1. 平成22年に知的財産専門職大学院開設

平成14年に、情報化時代の中であって知的財産立国を目指す我が国の基本政策を描いた知的財産戦略大綱が発表され、さらにはその後毎年のように知的財産推進計画が出されているところ、これらの中で、知的財産の創造、保護及び活用という知的創造サイクルの好循環に貢献する高度な知的財産専門人材の養成の重要性が強調され、そのための知的財産専門職大学院の設置についても必要な施策の一つとされている⁽³⁶⁾。

このような状況を背景にして、日本大学では、平成16年に知的財産専門職大学院開設を目指すという動きもあったのであるが、時期を同じくして大学院法務研究科(専門職)、いわゆる法科大学院の設立の動きと重なったため、まずは、平成16年に既存の大学院法学研究科私法学専攻に知的財産コースを開設し、法律系の科目の他に先端技術系の科目を設置して行った文理融合教育に基づく知的財産人材育成を行ってきたところ、大きな評価を得た。この6年間に亘る実績に基づき、本年(平成22年)4月に日本大学大学院知的財産研究科(専門職)知的財産専攻、いわゆる知的財産専門職大学院が、上記したような知的財産法教育に伝統を有する日本大学法学部を基盤として開設された。奇しくも、大学初の知的財産法講座開設70年(日本大学法学部に全国の大学に先がけて「工業所有権法」の講座が昭和15年に開設)、さらには、産業財産制度125周年(我が国の近代的特許制度として専売特許条例が明治18年に制定)という節目の年である。

知的財産専門職大学院としては、東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科知的財産戦略専攻、大阪工

業大学大学院知的財産研究科知的財産専攻(いずれも平成17年4月開設)に次いで三つ目であるが、先行の二大学院が理系を基盤とするのに対して、法学系の領域に基盤を置くものとしては我が国初のものであり、高度なリーガルマインドを身につけ、知的財産の法務処理等の専門スキル修得等の面でも期待され、その注目度も高いものとなっている。

日本大学知的財産専門職大学院は、知的財産法等の法律分野をはじめとして経営経済分野、科学技術分野等の知識及び実践スキルを教育研究し、経済社会において高度な知的財産実務能力を発揮できる人材を養成することを目的としており、知的財産に関する法理論科目と実践科目(政策、ビジネス、実務、産業技術)を密接に連携させた総合的かつ体系的文理融合教育を展開し、高度なリーガルマインド、ビジネスマインド及びサイエンスマインドの修得を基礎として、知的財産ビジネスを多方面で支援できる知的財産を専門とする人材を養成する本格的な知的財産専門職大学院であり、今後の大いなる飛躍が期待されている。

2. 知的財産専門職大学院開設の周辺

(1) 法学部の知的財産教育の充実化

日本大学では、知的財産教育の重要性に鑑みて、法学部での知的財産教育についての実績も積み上げてきている。現在、法学部には、知的財産関連の授業科目〔知的財産権法(特許法・実用新案法、意匠法・商標法・不正競争防止法、著作権法、知的財産関連条約)、産業技術と知財(情報通信、機械・ロボット工学、バイオ・環境化学、コンテンツ、医療、都市工学、エレクトロニクス)、知的財産政策、産学連携、イノベーション、知的財産英語〕が設けられており、充実した知的財産法の基礎教育が行われてきている。法学部に技術系の授業科目が含まれていることなどは前例がないことである。

また、法学部の経営法学科においては、平成21年度から「知的財産コース」を設定し、徹底した基本的知的財産教育を行うこととしている。日本大学には、知的財産専門職大学院が設置されているので、文理融合の知識とスキルを身につけた知的財産人材を育成する6年間一貫教育も可能となっているのである。

さらに、法学部には従前より、知的財産法ゼミナールが置かれてきているところ、平成6年からは2つと

(34) 日本工業所有権法学会年報第5号(有斐閣1982年)242, 247頁

(35) 前掲「染野義信博士年譜・著作一覧」『染野義信博士古稀記念論文集 法と現代司法』391頁～

(36) 前掲『知的財産戦略大綱』第3章 4.(1)②i., 『知的財産推進計画2009』(2009.6.24知的財産戦略本部)施策一覧79, 88, 90

なり、平成 22 年度からは 3 つに増えた。このように、法学部では、学部を挙げて知的財産教育のための環境の整備・充実を図って来ている。

(2) 国際知的財産研究所の設立

法学部に、平成 19 年 4 月 1 日、国際知的財産研究所が設立された。学術講演会や判例研究会の定期的開催、研究所紀要「日本大学法学部知財ジャーナル」の発行等により、知的財産情報を発信してきており、知的財産領域の研究活動範囲を拡大させつつある。

さらには、今後、知的財産専門職大学院との相互協力により、日本大学からの知的財産情報の発信強化が期待されている。本年(平成 22)年 9 月には、知的財産専門職大学院の専任教員も、同研究所の所員として参加することとなり、また、上記研究所紀要も、同研究所及び知的財産専門職大学院の共同発行による研究紀要「日本大学知財ジャーナル」として、さらなる充実を図っていくこととなった。

なお、本年(平成 22)年 10 月に、杉林信義先生のご遺族から日本大学法学部に先生の知的財産法関連の学術的価値の高い蔵書が多数寄贈された。それらは、国際知的財産研究所の所長室に新たに設置された「杉林信義記念文庫」に納められ、広く知的財産を研究する者の利用に供することとなった。

(3) 産官学連携知財センターによる産官学連携強化

「産官学連携」とは企業(産)が技術シーズや高度な専門知識を持つ大学等(学)や公設試験研究機関等(官)と連携して新製品開発や新事業創出を図ることをいうが、この活動を大学の立場から見た場合には、大学の研究成果を社会・産業界に発信することによる社会貢献、大学の教育・研究力の向上等に資する活動といえる。

平成 20 年に施行された「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」(いわゆる TLO 法)に基づいて日本大学に設立した「国際産業技術・ビジネス育成センター」は、TLO(技術移転機関: Technology Licensing Organization)として承認され(平成 10 年、我が国承認 TLO 第 1 号)、さらに、文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」を実施する機関として採択された(平成 15 年)。

その後、同機関は、「日本大学産官学連携知財センター(NUBIC: Nihon University Business, Research and Intellectual Property Center)」と改称し、経済産業省の「特定分野重点技術移転事業(スーパー TLO 事

業)」を実施する機関としての採択も受けた(平成 16 年、私立大学の承認 TLO としては唯一)。また、文部科学省の「産学官連携戦略展開事業(戦略展開プログラム)」における「特色ある優れた産学官連携活動の推進」の実施機関にも採択され(平成 20 年)、地域連携による知的財産の活用体制、事業化支援体制の強化などを推進している⁽³⁷⁾。

NUBIC は、全学的な知的財産本部と技術移転機関(TLO)の機能を併せ持っており、総合大学として広範囲な専門分野の研究者を擁する日本大学の知的財産管理の強化と組織の充実を図るとともに、各学部・大学院の研究成果を特許権等の知的財産権として権利化し企業への技術移転を図るなど社会へ貢献することにより、日本大学への評価を上げ、教育・研究の活性化を図るとともに経済的にも寄与するという役割を果たしてきており、今後の産官学連携強化のもとでの活動に対する期待は大きい。

将来的には、知的財産専門職大学院や国際知的財産研究所との協力・連携も視野に入ってくる⁽³⁸⁾。

V. おわりに

私の知り得ている事実に、可能な限り公刊されている資料からの裏付けを心掛けたつもりであるが、必ずしも十分なものとは言えないばかりか、私の個人的な思い入れも入った内容になってしまったが、日本大学・知的財産史の礎の一端でもご理解いただければ幸いである。

いずれにしても、日本大学は、全国の大学における知的財産教育の先駆けとなっていること、多くの知的財産人材(弁理士等)を輩出してきたこと、さらには、日本大学より知的財産法領域で法学博士の学位を取得された方が 4 人(取得順に、東季彦先生、永田菊四郎先生、城戸芳彦先生、杉林信義先生)も出ていること等、いずれをとっても、知財日大の伝統の重みを感じざるを得ないものである。日本大学が「昔から知財研究のメッカ」⁽³⁹⁾と称される所以である。

この知財日大の伝統を継承すべく、今後私達は、知的財産専門職大学院を中心に、法学部の経営法学科知的財産コース、国際知的財産研究所、弁理士科研究室等との連携の下で、知的財産人材の育成、知的財産領域の研究、知的財産情報の発信を進めていかなければ

(37) 「日本大学の産官学連携機関 NUBIC 10 年の歩みとこれから」[NUBIC NEWS](日本大学産官学連携知財センター 2009June) 1~2 頁

(38) 前掲『知的財産推進計画 2009』施策一覧 35 には、産学共同研究等について知的財産専門職大学院との連携促進が謳われている。

(39) 土肥一史教授談「土肥教授が経産大臣表彰」[日本大学広報](日本大学広報部広報課平成 22 年 11 月 15 日発行) 2 頁

ならない。

かつては、弁理士試験合格者数も、長い間出身校別で常に上位を占めていたが、直近の10年間を見ても、20年度の8位、22年度の10位を除き、ベスト10には入っていない状況となっている。その原因としては、知的財産立国を目指す我が国の知的財産専門人材養成施策の一環として弁理士試験合格者の数が増加してきていること(直近5年間の平均合格者総数は約680人/年)に伴い、国立系・大手私大等が、時代にマッチした国家資格であるという認識を高めて大幅に受験者数を増加させてきている(日本大学はかつては受験者数も一位・二位を占めていた時代もあったのであるが、これを上回る大学が多数出てきている)こと、受験者数も合格者数も理工系の割合が圧倒的に多くなってきている(直近5年間の平均は、理工系がいずれも8割を上回っている)中で、日本大学はこれまで主として法学部の弁理士科研究室出身者を中心とする法文系合格者を出してきたこと等が考えられる。

そのような中で、本格的な知的財産専門職大学院を立ち上げ、法文系であると理工系であるとを問わず、あらゆる領域からの学生を受け入れて、知的財産専門人材を養成することとしており、弁理士資格取得を希望する者への支援体制も整えているところ、実績を有する弁理士科研究室との連携をも図りながら、今後は弁理士試験合格者も従前に増して多数輩出していけるものとの期待も大きい。冒頭で述べた「知財日大・復活への思い」の一つでもある。

なお、本稿で掲げさせていただいた先生方は、私が直接・間接に知り得た方々のみであることをお断りしておきたい。また、現在、本学で知的財産関連科目の教員をされ知的財産教育に尽力いただいている先生方は多数いらっしゃるが、本稿は、日大知財の礎、及びこれを築きあげた泉下の先達を紹介するのが目的であるため、これについては割愛させていただいた。

最後に、余談を少々。

私が日本大学法学部に入学したのが昭和43年であり、その年から未曾有の大学紛争が吹きすさび、ほぼ2年間は正常な授業が行われない異常な状況が続いたのであるが、一般の学生としては為す術もなかった。この時期から紛争収拾期にかけて、当時の総長永田菊四郎先生、理事のお一人であった東季彦先生、法学部学監(後に法学部長)の染野義信先生、法学部次長の杉林信義先生という知的財産法の権威も、それぞれの立

場でその苦難に対応された。秀でた学問的業績を遂げ、大学内外における定評を得ると必然的に大学行政の遂行にもその精力の大半を投じなければならなくなる時期が来る私立大学教員の宿命ではある。永田先生は、昭和44年に亡くなられたのであるが、さぞかしそのご心労も大きかったものと察せられる。

話は変わるが、私は、恩師・杉林信義先生が、椅子に腰をおろして授業をされている姿を見たことがない。教壇では、常に姿勢正しく立たれ、学生達とアイコンタクトを取られながらの授業であったのであるが、そのことについて先生は、永田菊四郎先生からの「講義は直立でなすものだ。腰をおろしては誠が入らない。」との教えを守っていると伺ったことがある⁽⁴⁰⁾。この教えは、昭和15年以来の日大知財の伝統の一つとして、私も引き継がせていただいている。

以上

(40) このエピソードは、前掲杉林信義『永田菊四郎先生思い出の記』214頁にも残されている。